

生駒市水道事業管理規程第3号

生駒市水道局公告式規程等の一部を改正する等の規程を次のように公表する。

平成18年9月29日

生駒市水道事業管理者 職務代理者

水道局長 中井 利治

生駒市水道局公告式規程等の一部を改正する等の規程

(生駒市水道局公告式規程の一部改正)

第1条 生駒市水道局公告式規程(平成元年12月生駒市水道事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「生駒市水道事業管理者」を「水道事業管理者」に改める。

第3条中「管理者名を記入して管理者印を押さなければならない」を「管理者が記名押印しなければならない」に改める。

(生駒市水道局事務分掌規程の一部改正)

第2条 生駒市水道局事務分掌規程(昭和61年7月生駒市水道事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第3条庶務係の項第5号中「(公共下水道事業用のものを除く。)」を削る。

(生駒市水道局公印規程の一部改正)

第3条 生駒市水道局公印規程(昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

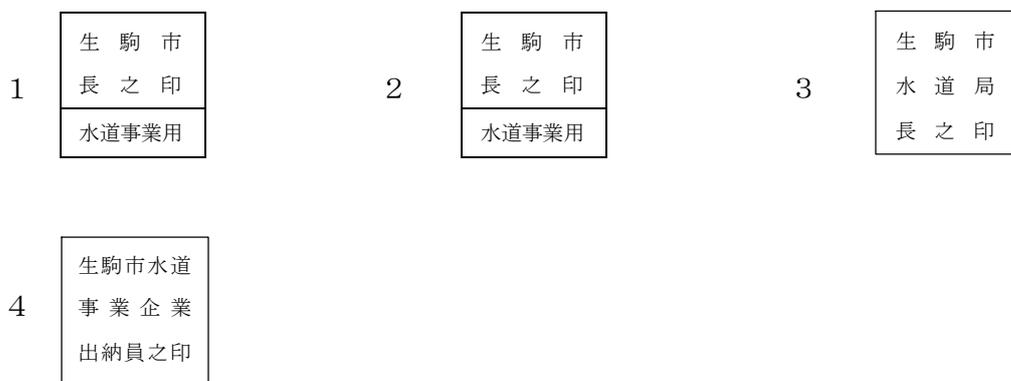
(職務代理の場合の公印)

第8条 管理者の事故等によりその職務が代理される場合においては、市長印を使用するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

名称	ひな形番号	書体	寸法	使用区分	管理責任者
市長印	1	てん書	縦横24mm	一般公印	総務課長
市長印	2	てん書	縦横18mm	収納事務用	総務課長
水道局長印	3	てん書	縦横18mm	局長名の公文書	総務課長
企業出納員印	4	てん書	縦横18mm	企業出納員名の公文書及び領収印	総務課長



（生駒市水道事業管理者が管理する公文書の開示等に関する規程の一部改正）

第4条 生駒市水道事業管理者が管理する公文書の開示等に関する規程（平成10年3月生駒市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

「生駒市水道事業管理者」を「水道事業管理者」に改める。

（生駒市水道事業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正）

第5条 生駒市水道事業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程（平成12年2月生駒市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

「生駒市水道事業管理者」を「水道事業管理者」に改める。

（生駒市水道局職員就業規程の一部改正）

第6条 生駒市水道局職員就業規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第4号まで、様式第6号及び様式第8号中「生駒市水道事業管理者」を「水道事業管理者」に改める。

(生駒市水道局被服貸与規程の一部改正)

第7条 生駒市水道局被服貸与規程(平成元年4月生駒市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(市長から事務委任された公共下水道事業に関する事務分掌規程(平成11年4月生駒市水道事業管理規程第1号)第2条に規定する内部組織を除く。)」を削る。

(生駒市水道局現金取扱員服務規程の一部改正)

第8条 生駒市水道局現金取扱員服務規程(昭和48年9月生駒市水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「生駒市水道事業管理者」を「水道事業管理者」に改める。

(生駒市水道集金業務委託規程の一部改正)

第9条 生駒市水道集金業務委託規程(平成3年4月生駒市水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「生駒市水道事業管理者」を「水道事業管理者」に改める。

(生駒市水道メーター計量業務委託規程の一部改正)

第10条 生駒市水道メーター計量業務委託規程(平成3年4月生駒市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「生駒市水道事業管理者」を「水道事業管理者」に改める。

(生駒市水道局使用材料規程の一部改正)

第11条 生駒市水道局使用材料規程(平成10年3月生駒市水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「管理者」を「水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

(生駒市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第12条 生駒市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年3月生駒市水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「生駒市水道事業管理者」を「水道事業管理者」に改める。

(市長から事務委任された公共下水道事業に関する事務分掌規程等の廃止)

第13条 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 市長から事務委任された公共下水道事業に関する事務分掌規程(平成11年4月生駒市水道事業管理規程第1号)
- (2) 市長から事務委任された公共下水道事業に関する事務専決規程(平成11年4月生駒市水道事業管理規程第2号)
- (3) 生駒市水道事業管理者の職務を代理する職員を定める規程(平成6年7月生駒市水道事業管理規程第4号)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

(生駒市水道局公印規程の一部改正に伴う経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の生駒市水道局公印規程別表に規定する管理者印の印影及び生駒市水道事業管理者名が印刷されている納入通知書で残存するものは、この規程の施行の日から平成18年11月30日までの間に限り、改正後の同表に規定する市長印(収納事務用のものに限る。)の印影及び生駒市長名が印刷されている納入通知書とみなして、なお使用することができる。